

相生市行財政健全化計画

計画期間 平成 18 年度 ~ 平成 22 年度

兵庫県相生市

相生市財政SOS宣言

相生市の財政状況は、長引く不況の影響等で市税収入が伸び悩んでおり、一方、借入金残高の増加により将来の負担が増大するなど、義務的経費は増嵩し、このままいけば赤字団体になることも危惧される極めて厳しい状況となっています。

また、国が推進する三位一体の改革により、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲及び地方交付税の見直しが行われることに伴い、歳入・歳出両面での自己決定・自己責任に基づく行政運営を展開できる確固たる財政基盤を築くことが求められています。

相生市では懸命に行政改革に取り組んでいますが、近年の急激な社会経済情勢の変化に対応するため、財政の健全化に向けての基本的な方向性を示す行財政健全化計画の策定に取り組めます。この計画は、歳入の確保を図るとともに、徹底した経費の節減や事業の重点化を行うなど歳出の適正化の方策を定め、今後の行政運営における指針とします。

行財政健全化計画の実施にあたっては、市民の皆様にも負担や痛みをお願いすることになりますが、市民と行政とのパートナーシップのもと、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを将来にわたって行っていくためには、この計画を確実に推進していく必要があります。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をいただきながら、全職員が一丸となって相生市の経営健全化に取り組んでいくことをここに宣言します。

平成17年3月1日

相生市長 谷口 芳紀

相生市行財政健全化計画目次

第1章	本市財政の現状	1
1	歳入		
(1)	市税	2
(2)	使用料及び手数料	3
(3)	地方交付税	4
(4)	地方債	5
2	歳出		
(1)	義務的経費	6
(ア)	人件費	7
(イ)	扶助費	8
(ウ)	公債費	9
(2)	投資的経費	10
(3)	その他の経費	11
3	収支等の状況	13
4	財政調整基金残高及び地方債現在高	14
第2章	行財政健全化推進の基本指針		
1	今後の収支見込み	15
2	行財政健全化の方向性		
(1)	効率的・効果的な行政運営	16
(2)	市民と行政とのパートナーシップ	16
(3)	スリムな行政組織	16
(4)	情報公開の推進	17

3	計画年度と目標の設定	
(1)	計画年度 18
(2)	目標の設定 18
第3章	行財政健全化推進計画	
1	歳入の確保	
(1)	税収の確保 19
(2)	受益者負担の適正化 20
(3)	資産の活用 21
(4)	その他の歳入確保 22
2	歳出の削減	
(1)	事務事業の見直し及び重点化 23
(ア)	経常的な事務事業に係る事項 24
(イ)	投資的事業に係る事項 25
(2)	職員等の定員及び人件費の見直し 26
(ア)	組織・機構及び職員数の見直し	... 26
(イ)	職員給与等の見直し 27
(ウ)	特別職人件費の見直し 28
(3)	団体などへの補助金等の見直し 29
3	効率的な行政運営の実現 30
(1)	民間委託等の推進 30
(2)	広域行政の推進 31

おわりに